

## バイオマス産業都市推進協議会の部会設置及び運営に関する規程

### (機能)

第 1 条 バイオマス産業都市推進協議会規第 3 5 条に基づいて設置する部会は、バイオガス部会及び木質バイオマス部会とし、各部会の機能は次のとおりとする。

- (1) バイオガス部会及び木質バイオマス部会においては、会員や関係機関等からの課題・要望等を論点整理し、バイオマス関連府省への提言内容を取りまとめる。
- (2) バイオガス部会及び木質バイオマス部会は国等からの検討要請に対し、適切に対応する。
- (3) その他、バイオマス産業都市の構築に向けた事業を円滑に進めるために必要な事項の検討を行う。

### (構成)

第 2 条 各部会は、本協議会会員、オブザーバーをもって構成する。

- 2 構成員となる委員は会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### (部会の統括)

第 3 条 各部会に部会長を置く。また、部会長に事故あるときは部会長職務を代行するために、部会長があらかじめ者を指名する。

- 2 部会長は、前条の者の委嘱に併せて、会長が委嘱する。

### (招集)

第 4 条 各部会は、会長が部会長の意見を聴いたうえで招集する。

### (運営幹事会)

第 5 条 各部会の運営の円滑を期すことを目的として、部会長が指示する業務を執行するために運営幹事会を置くことができる。

- 2 運営幹事会は幹事をもって構成する。
- 3 幹事は、部会委員の意見を聴いたうえで部会長が選定し、会長が委嘱する。
- 4 運営幹事会は部会長が招集する。
- 5 運営幹事会を統括するために座長を置く。座長は部会長が兼任する。
- 6 座長は、部会において運営幹事会活動に関する報告を行わなければならない。また、運営幹事会業務の運営について部会の指示、助言を受けるものとする。

(専門部会等)

第 6 条 各部会は、特定の目的をもった業務を執行する場合、その執行に必要な専門部会、研究会、分科会、小委員会その他（以下、「専門部会等という。」）を設けて処理することができる。

- 2 専門部会等の構成員は部会長の具申を受けて会長が委嘱する。
- 3 専門部会等の統括者（以下、「専門部会部会長という。」）は部会長が指名する。
- 4 専門部会等は部会長が召集する。
- 5 専門部会部会長等は部会において専門部会等の活動に関する報告を行わなければならない。また、その業務の運営について部会の指示、助言を受けるものとする。
- 6 専門部会等の運営に関する規程及び必要な事項は、部会長が本規程に準じて別に定める。

(謝金)

第 7 条 本規程により会長より委嘱する部会長、座長及び幹事等の謝金等は、財務事情を鑑み、当面の間は支給しないものとする。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は会長の承認を得て部会長が定めることができる。

附 則 この規程は、2020年10月16日から施行する。